

# 特定技能2号の対象分野の追加について

○ 熟練した技能を要する特定技能2号について、特定技能1号の12の特定産業分野のうち、建設分野及び造船・舶用工業分野の溶接区分のみが対象となっていました。令和5年6月9日、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（分野別運用方針）の改正に係る閣議決定により、特定技能2号に宿泊分野が追加され、熟練した技能を有する外国人材の受入れも可能になります（注）。

（注）本取扱は、法務省令、法務省告示、国土交通省告示等の関連規定の改正及びその公布、施行をもって開始となります。開始時期については別途お知らせします。また、特定技能2号の技能水準を測る試験については、今後、観光庁において試験実施要領を定め、随時開始する予定です。

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能	熟練した技能
在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年）	3年、1年又は6か月ごとの更新（上限なし）
家族帯同	基本的に不可	要件を満たせば可能（配偶者、子）
受入れ見込数（上限数）	あり	なし
日本語能力水準	日本語能力試験N4以上 国際交流基金日本語基礎テスト	試験等での確認はなし
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外